

『公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則』に関する細則」の一部改正について

平成 30 年 4 月 6 日
日本証券業協会

I. 改正の趣旨

本協会では平成 27 年 11 月 2 日より、社債の取引情報の発表制度（以下「発表制度」という。）を開始しており、発表制度については、社債の流動性に与える影響等について定期的に検証を行い、必要に応じて発表対象銘柄、発表事項、発表方法及び発表時間等について見直しの検討を行うこととしている。

今般、社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループにおいて検討を行った結果、投資者の利便性向上の観点、及び証券監督者国際機構（IOSCO）より公表された市中協議報告書¹を踏まえ、報告事項及び発表事項に「売買の別」を追加することについて合意を得たことから、見直しを行うこととする。

II. 改正の骨子

○ 報告事項及び発表事項における「売買の別」の追加

社債の取引の報告事項及び社債の取引情報の発表事項に「売買の別」を加える。
（『公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則』に関する細則」第 6 条第 1 項第 3 号へ、第 7 条第 1 項第 3 号チ）

III. 施行の時期

この改正は、平成 30 年 10 月 1 日から施行し、同日付けの約定分に係る報告及び発表から適用する。

【参考】その他所要の整備（ガイドライン改正関係）

上記の規則改正に伴い、関連するガイドラインについて、以下のとおり所要の整備を行うこととします。

1. 報告事項及び発表事項における「売買の別」の追加

¹ 2017 年 8 月 14 日証券監督者国際機構（IOSCO）より公表された市中協議報告書「社債流通市場における監督上の報告と公的透明性」（Regulatory Reporting and Public Transparency in the Secondary Corporate Bond Markets）の提言 4 及び 6 において、規制当局への報告項目、透明性要件として、「社債の銘柄、価格、取引数量、売買の別、約定タイミングが含まれるべきである。」旨の記載がされた。

社債の取引の報告事項及び社債の取引情報の発表事項に「売買の別」を加える。
（「社債の取引に関する報告要領」（ガイドライン）5. 報告事項へ、「社債の取引情報の発表に関する取扱いについて」（ガイドライン）3. 発表事項⑧）

2. 発表停止基準への該当に係る判定の精緻化について

クレジットイベント等が発生していないにも関わらず、発表停止基準に抵触する銘柄が発生する事象を回避するため、発表停止基準への該当に係る判定をより精緻に行うこととし、発表停止基準への該当性を判定する際の売買参考統計値について、複利利回りを算出する際に用いる単価は、小数点第3位までの数値（小数点第4位以下を切り捨てた数値）とする。

（「社債の取引情報の発表に関する取扱いについて」（ガイドライン）8. 発表停止の取扱い（2）発表停止基準（注1））

3. 社債の取引情報の発表形式について

社債の取引情報の発表形式について、現状の発表形式及び今般の規則改正を踏まえた改正を行う。

（「社債の取引情報の発表に関する取扱いについて」（ガイドライン）【別紙1】）

○ 本件に関するお問合せ先

日本証券業協会 公社債・金融商品部（TEL 03-3667-8456）

以 上

**『公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則』に関する細則
の一部改正について**

平成 30 年 4 月 6 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(社債の取引の報告) 第 6 条 規則第11条の 2 第 1 項の規定による社債の取引の報告は、次の各号に定めるところによる。 1・2 (現行どおり) 3 報告事項 報告事項は、次に掲げるものとする。 イ～ホ (現行どおり) <u>へ</u> 売買の別 <u>ト</u> その他本協会が別に定める事項 4 (現行どおり) 2 (現行どおり)</p> <p>(社債の取引情報の発表) 第 7 条 規則第 11 条の 3 の規定による社債の取引情報の発表は、次の各号に定めるところによる。 1・2 (現行どおり) 3 発表事項 発表事項は、次に掲げるものとする。 イ～ト (現行どおり) <u>チ</u> 売買の別 <u>リ</u> その他本協会が別に定める事項 4 (現行どおり) 2 (現行どおり)</p> <p align="center">付 則</p> <p>この改正は、平成30年10月 1 日から施行し、同日付けの約定分に係る報告及び発表から適用する。</p>	<p>(社債の取引の報告) 第 6 条 (同 左) 1・2 (省 略) 3 (同 左) イ～ホ (省 略) (新 設) <u>へ</u> (同 左) 4 (省 略) 2 (省 略)</p> <p>(社債の取引情報の発表) 第 7 条 (同 左) 1・2 (省 略) 3 (同 左) イ～ト (省 略) (新 設) <u>チ</u> (同 左) 4 (省 略) 2 (省 略)</p>

「社債の取引に関する報告要領」の一部改正について

平成 30 年 2 月 15 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>5. 報告事項 会員が本協会に報告を行う社債の取引の情報は、次に掲げる事項とする。 イ～ホ (現行どおり) <u>△ 売買の別</u> <u>ト</u> 報告を行った会員を特定するためのコード (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成30年10月1日から施行し、同日付けの約定分に係る報告から適用する。</p>	<p>5. 報告事項 (同 左) イ～ホ (省 略) (新 設) <u>△</u> (同 左) (省 略)</p>

「社債の取引情報の発表に関する取扱いについて」の一部改正について

平成 30 年 2 月 15 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>3. 発表事項 社債の取引情報の発表事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>①～⑦ (現行どおり)</p> <p>⑧ <u>売買の別</u></p> <p>⑨ <u>売買参考統計値</u> (現行どおり) (平均値)</p> <p>8. 発表停止の取扱い (1) 発表停止措置 (現行どおり)</p> <p>(2) 発表停止基準 「当該社債の連続する 2 営業日の売買参考統計値の差額」と「参照国債の当該 2 営業日の売買参考統計値の差額」の差額が一定以上となった社債を発表停止の対象とする。 (注 1) 「<u>売買参考統計値</u>」は複利利回りの平均値 (ただし、<u>複利利回りを算出する際に用いる単価は小数点第 3 位までの数値 (小数点第 4 位以下を切り捨てた数値) とする。</u>) とする。 以下同じ。</p> <p>(注 2) (現行どおり)</p> <p>(注 3) (現行どおり)</p>	<p>3. 発表事項 (同 左)</p> <p>①～⑦ (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>⑧ <u>売買参考統計値</u> (省 略) (平均値)</p> <p>8. 発表停止の取扱い (1) 発表停止措置 (省 略)</p> <p>(2) 発表停止基準 (同 左)</p> <p>(注 1) 「<u>売買参考統計値</u>」は複利利回りの平均値とする。以下同じ。</p> <p>(注 2) (省 略)</p> <p>(注 3) (省 略)</p>

【別紙1】の一部改正

【 新 】

社債の取引情報の発表形式

(下線部分変更)

社債の取引情報								
○ 20XX年11月8日発表分								
約定年月日: 20XX年11月6日								
銘柄コード	銘柄名	償還日	利率	売買の別 注1	取引数量(額面金額ベース)5億円以上	取引数量(額面金額ベース)5億円未満	約定単価(円)	【参考】売買参考統計値(平均値) 注2
09044XXXX	○○○道路44	20XX/12/20	1.XXX	売り		✓	103.983	104.1
00088XXXX	○○旅客鉄道 88	20XX/04/13	0.XXX	買い		✓	99.978	99.96
00430XXXX	○○電力 430	20XX/02/23	1.XX	買い	✓		105.041	104.86
				売り		✓	104.813	
注1 売買の別は、当該取引の報告を行った会員の取引相手方からみた「売り」又は「買い」である。								
注2 売買参考統計値(平均値)は、本協会が指定する協会員から、当日の午後3時現在における額面5億円程度の売買の参考となる気配として報告を受けた気配値(売り気配と買い気配の仲値)の平均値である。								
約定年月日: 20XX年11月7日								
銘柄コード	銘柄名	償還日	利率	売買の別 注1	取引数量(額面金額ベース)5億円以上	取引数量(額面金額ベース)5億円未満	約定単価(円)	【参考】売買参考統計値(平均値) 注2
09044XXXX	○○○道路44	20XX/12/20	1.XXX	売り		✓	103.774	103.9
00024XXXX	○○ハウス 24	20XX/07/20	0.XX	買い		✓	99.83	99.37
00015XXXX	○○グループHD 15	20XX/06/13	0.XXX	売り	✓		100.139	100.14
00008XXXX	○○銀行劣 8	20XX/02/23	1.XXX	買い		✓	100.442	100.43
				売り		✓	100.428	
				買い		✓	100.428	
00002XXXX	○○○○日本劣 2	20XX/08/08	*	買い		✓	99.572	99.56
				売り		✓	99.44	
注1 売買の別は、当該取引の報告を行った会員の取引相手方からみた「売り」又は「買い」である。								
注2 売買参考統計値(平均値)は、本協会が指定する協会員から、当日の午後3時現在における額面5億円程度の売買の参考となる気配として報告を受けた気配値(売り気配と買い気配の仲値)の平均値である。								

(注1) 同一銘柄の取引については、約定単価の高いものから上に表示する。

(注2) 同一価格で複数の取引がある場合、行数を分けて表示する。

(注3) 例えば、約定日 20XX年11月7日 における売買参考統計値は 20XX年11月7日 の値(売買参考統計値の発表日付は 20XX年11月8日) を表示する。

【 旧 】

社債の取引情報の発表形式 (イメージ)

○20XX年10月3日発表分

約定年月日：20XX年10月1日

銘柄コード	銘柄名	償還期日	利率	取引数量 (額面金額ベース)	約定単価 (円)	【参考】 売買参考統計値 (平均値) *
987654321	A社 第〇回債	20XX年 XX月XX 日	1. XXX%	5億円以上	99.65	99.63
				5億円未満	99.75	

* 売買参考統計値 (平均値) は、本協会が指定する協会員から、当日の午後3時現在における額面5億円程度の売買の参考となる気配として報告を受けた気配値 (売り気配と買い気配の仲値) の平均値である。

約定年月日：20XX年10月2日

銘柄コード	銘柄名	償還期日	利率	取引数量 (額面金額ベース)	約定単価 (円)	【参考】 売買参考統計値 (平均値) *
123456789	B社 第〇回債	20XX年 XX月XX 日	2. XXX%	5億円以上	99.33	99.40
					99.28	
				5億円未満	99.48	
					99.48	

* 売買参考統計値 (平均値) は、本協会が指定する協会員から、当日の午後3時現在における額面5億円程度の売買の参考となる気配として報告を受けた気配値 (売り気配と買い気配の仲値) の平均値である。

(注1) 同一銘柄の取引については、約定単価の高いものから上に表示する。

(注2) 同一価格で複数の取引がある場合、行数を分けて表示する。

(注3) 例えば、約定日 20XX年10月2日における売買参考統計値は 20XX年10月2日 の値 (売買参考統計値の発表日付は 20XX年10月3日) を表示する。

付 則

この改正は、平成30年10月1日から施行し、同日付けの約定分に係る発表から適用する。